

特別支援学校高等部卒業生の社会自立に向けた 障害者就労サポートブック



山梨県教育委員会
平成24年3月

山梨県立特別支援学校について

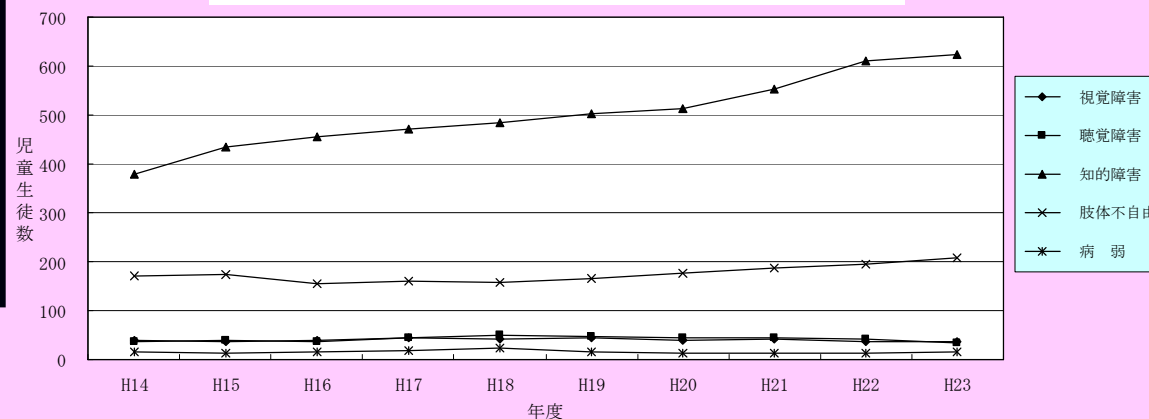
特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。幼稚部、小学部、中学部、高等部が設置されています（幼稚部と高等部は設置されていない学校もあります。）。これまでは、「盲、聾、養護学校」と呼ばれていましたが、平成19年に学校教育法が改正され、「特別支援学校」という名称に統一されました。

本県には、県立の特別支援学校が分校を含めて11校あります。このうち、次の8校に高等部が設置されています。

障害種別	学校名	住所	電話番号	
視覚障害	盲学校	甲府市下飯田二丁目10-2	055-226-3361	
聴覚障害	ろう学校	山梨市大野1009	0553-22-1378	
肢体不自由	甲府支援学校	甲府市下飯田二丁目10-3	055-226-3322	
	あけぼの支援学校	韮崎市旭町上条南割3251-1	0551-22-6131	
知的障害	わかば支援学校	南アルプス市有野3346-3	055-285-1750	
	かえで支援学校	本校	甲府市東光寺二丁目25-1	055-223-6355
		分教室	笛吹市石和町中川1400	055-263-7760
知的障害	やまびこ支援学校	大月市富浜町宮谷1497	0554-23-1943	
肢体不自由	ふじざくら支援学校	富士河口湖町船津6663-1	0555-72-5161	

※山梨大学教育人間科学部附属特別支援学校にも高等部が設置されています。

特別支援学校在籍者数の推移（障害種別）

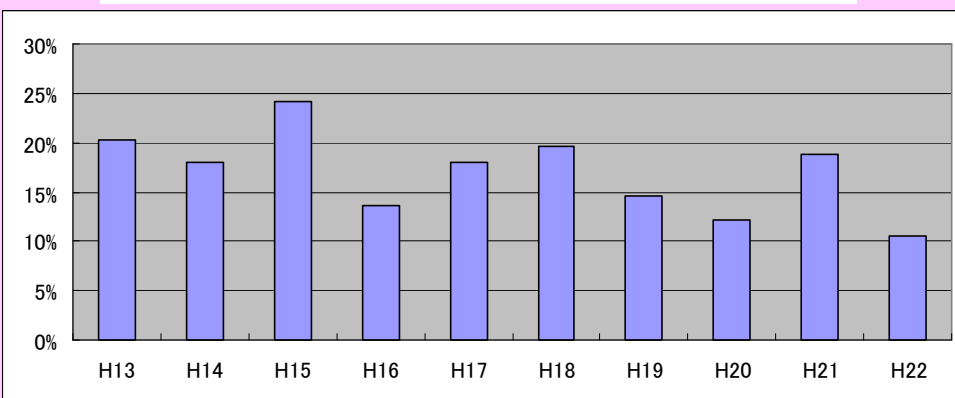


知肢併置校の肢体不自由及び重複障害学級児童生徒は肢体不自由を含む。

近年の特別支援学校高等部卒業生の進路状況の推移

区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
進学者	大学等	1	1	1		1	2	1	1	3
	専攻科	2	3	1	2	4	1	1	2	1
	計	3	4	2	2	5	3	2	3	4
職業訓練 関係入学者	専修学校	1	1	1		1		1		2
	各種学校		1				1		2	
	職業能力開発		1		6	4	2	3	5	6
	計	1	3	1	6	5	3	4	5	8
就職者	17	15	24	13	20	20	18	13	21	13
施設等入・通所者	57	52	71	61	78	70	93	80	74	97
その他	6	9	1	13	3	6	6	6	7	5
合計	84	83	99	95	111	102	123	107	112	124

近年の特別支援学校高等部卒業生の就業率の推移



各特別支援学校の高等部では、卒業後の社会自立に向けて、キャリア教育、産業現場等における実習（インターンシップ）、進路の学習などに取り組んでいますが、卒業生の就業率はなかなか上がっていない状況があります。

特別支援学校における進路指導の状況

特別支援学校では、高等部卒業後の社会自立に向け、主に次のような進路指導をしています。

キャリア教育

キャリア教育とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、一人一人の発達を促す教育のことです。

特別支援学校では、幼稚部から高等部まで、全ての発達段階において、個々の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援の下で、適切なキャリア教育を行っています。

国では、自立と社会参加に向けた職業教育の充実に関して、地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることが規定されました。

現在、各学校においては、その趣旨を踏まえ、時代のニーズに合った就労につながる職業教育に関する学習内容の見直しや、個々の生徒の個性やニーズにきめ細かく対応した就労に向けた支援方法の開発を進めています。

産業現場等における実習（インターンシップ）

産業現場等における実習（現場実習、職場実習とも言う。）とは、特別支援学校の生徒たちが、将来の進路選択の参考とするために、実際に事業所等で働くことを通して、働くことの意義や喜び、職業人としての心得や態度など必要な資質について学習するものです。

詳細につきましては、次ページをご覧ください。

なお、「産業現場等」とは、実際の産業に関わっている企業、商店、農場等の事業所、小規模作業所や福祉施設、市役所等の総称です。

進路の学習

各特別支援学校では、卒業後の職業生活、社会生活、家庭生活へのスムーズな移行を目指し、進路の学習を実施しています。

具体的には、「自分の特性理解」「様々な職業」「ビジネスマナー」「社会人のマナー」「余暇の過ごし方」「金銭管理・消費生活」「社会制度の理解と活用」など、多岐にわたっています。

働く力を付けるために 「産業現場等における実習」に、ご協力ください。

実習を引き受けたからといって雇用する必要はありません。

まずは実習する場の提供をお願いします。

産業現場等における実習 Q&A

Q1 「産業現場等における実習」の目的は？

A1 特別支援学校の生徒が、自己の能力や特性などを知るとともに、将来の進路選択の参考とするために、学校教育の一環として実際に事業所等で働くことを通して、働くことの意義や喜び、職場での決まりや作業態度、職場におけるコミュニケーションなど、社会人・職業人として必要な資質について学習するものです。

Q2 実施する期間、一日の就業時間は決まっていますか？

A2 それぞれの学校で年間2～3回、1回につき1～2週間程度の期間を設定していますが、期間や一日の就業時間については事業所のご都合に合わせて、ご相談した上で決めさせていただきます。

Q3 仕事内容は従業員と同じにする必要がありますか？

A3 実習する生徒の実態を把握していただいた上で、できる範囲の仕事を提供していただければ結構です。内容につきましても事業所と十分ご相談した上で決めさせていただきます。

Q4 報酬を支払う必要はありますか？

A4 授業として実施しています。報酬は必要ありません。

Q5 実習にかかった経費は事業所が負担するのですか？

A5 交通費や食事代など実習にかかる全ての費用は保護者が負担します。

Q6 実習中に万が一怪我などをしたときは、どうすればいいのですか？

A6 通勤途上や実習中の怪我や事故については、本人及び学校が加入している保険の適用を受けます。

Q7 障害のある生徒の指導に自信がありませんが・・・

A7 担当教員が定期的に巡回指導をします。また、必要に応じて、生徒が職場に慣れるまで担当教員が付き添って指導します。

実習にご協力いただいている業種 市町村役場（PCによる文書事務 事務補助等） 運送会社（PCによるデータ入力、文書処理） 清掃会社（清掃補助等）
機械・部品製造会社、食品加工会社（ライン作業、梱包、清掃等） リサイクル会社（軽作業、仕分け作業等） 福祉施設（リネン、配膳補助、清掃、介護補助等）
ホテル・旅館（リネン・清掃等） 飲食店（食器洗浄、調理補助、清掃等） スーパーマーケット・商店（接客、バックヤード、品出し等） 農業・園芸作業

※事業所等の皆さまへ！ 実習を受け入れてくださる場合は、お手数でも各特別支援学校まで直接お問い合わせください。

各特別支援学校の高等部では、

盲学校

☆本科普通科の学習

目の使い方や手の使い方など視覚障害の特性に配慮した学習や体験を積み重ねながら就職、進学を見据えた指導を行っています。

また、社会自立に向けた意欲の向上と知識、技術の習得を目指し、作業学習や現場実習などに取り組んでいます。

☆理療関係学科の学習

国家資格であるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の免許を取得するため、医療的な専門知識と、確かな技術を身につける実践的な指導を行っています。また、職業的に自立し、人々の健康の保持増進及び疾病の予防や治療に寄与できる人材を育成しています。



甲府支援学校

自立と社会参加をめざして、体験を重視した学習をしています。

☆進路の学習

施設・職場見学や現場実習を核に、高等部卒業後の生活を体験し、社会人になるための基礎を培います。

また、進路学習会で卒業した先輩から体験談を聞いたり、ケース会議で学校以外の支援者とも繋がりを深めたりしています。

☆通常の授業

野菜作りや調理学習、買物学習、作業学習など、一人一人の実態に合わせ、コミュニケーション力をつけたり、基本的な生活習慣を身につけたりしています。



買物学習



施設見学と仕事の体験

ろう学校

☆進路学習会

先輩からの体験談や企業人事担当者からの講演を通して、社会や経済状況を知ったり、働くことや社会から求められる人材等について考える機会となっています。

☆進路（職場・進学希望先学校）見学会

自分に合う進路探しをしたり、働く先輩の姿に触れたり、障害者雇用の現場を知ること、実際の職業を身近で学び、視野を広げる機会としています。

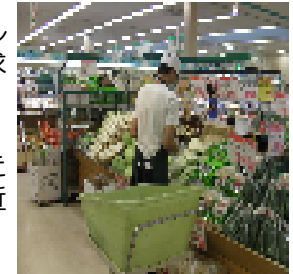
☆インターンシップ、現場実習

食品製造、介護施設、スーパーマーケット、県の施設、美容院、保育園等の就労現場や福祉サービス事業所の実習で働くことの厳しさを学んでいます。

インターンシップ先などからは次のような評価をいただいています。

- ・目的意識がはっきりしていて、積極的に質問をし、仕事を行っていた！
- ・一般の中高生とは少し違った、一生懸命なところに感心させられた！
- ・非常に真面目な生徒で、勤務態度も良く笑顔がとても印象的だった！

※本校では就労をサポートしていただいている企業に対しバックアップをしています。



あけぼの支援学校

☆現場実習（職場体験）

6月、11月、また、長期休業の期間を利用し、生徒の希望に応じて企業や福祉事業所などの現場において実際に仕事を体験する機会を設けています。実習では実社会においての就労体験を通して社会人としてのマナーを学びながら、労働することの喜びや厳しさを体験し自らの職業適性について考えたり、自主的に進路選択できる能力を高める機会としています。

☆進路講演会

進路対策委員会では、本校の卒業生や企業の人事担当者などを講師に招いて進路講演会を行っています。卒業生からは「障がいの受け入れ」や「夢の実現」など自己の経験談を、また、企業の方からは「社会人として必要なマナーやコミュニケーション能力の必要性」などの話を聞き、自己の進路について考える学習の場としています。



卒業後の社会自立に向けて、こんな学習をしています。

わかば支援学校

生徒の実態により、2つのコースに分かれて学習しています。

☆進路の学習

自立コースでは、週に2時間、自己理解、コミュニケーション能力、情報活用、金銭管理など将来の自立した生活に結びつけられるような学習をしています。生活コースでは、働くことの意義や生活の基礎などを学習しています。

☆現場実習

高等部1年生は、9月に校内実習および施設見学を行っています。高等部2、3年生は、5月と9月の2回、2週間の現場実習を行っています。実際現場での仕事の体験が、進路決定につながっています。



☆職場見学

進路学習などに位置づけて、福祉事業所や企業などの働く場やグループホームなどの生活の場を実際に見学することにより、自分の将来について具体的なイメージが持てるような学習を進めています。

ふじざくら支援学校

☆高等部の教育

「自立をめざし、社会の中で豊かにたくましく生きていく力を育てる」という教育目標を掲げ、学習でつけた力を卒業後の生活に生かしていくことをねらい、基礎学力の向上と併せ、あいさつ・言葉遣い・返事・報告といったコミュニケーション能力の育成や清掃・身だしなみといった基本的なルールやマナーの修得、体力の増進などを目指して教育活動を展開しています。高等部では、進路の学習や現場実習、作業学習を通して働く力を育てています。

☆現場実習

年2回（各2週間）の実習では、働くことの自覚と責任を学習しています。就労に向けた実習や職場見学では、体験や見学を通して自己のライフスタイルに適した職業や進路先を探していきます。



☆進路の学習

自己の理解、卒業後の仕事や余暇活動、社会人としての自覚などを学習しています。※校内実習（校内の窓ふきをを行っています）

やまびこ支援学校

☆高等部の進路指導

「卒業後の進路や生活を自分自身で考え、選択・決定するための力を高める」です。また、高等部という年齢を考慮し、社会へ出て行くための態度や自立した生活を送ることができる力などを身に付けるための指導を行っています。

☆高等部の教育

教育活動全体が社会参加や自立につながる指導と考えています。その中でも特に「職業」と「作業学習」という学習では、将来の社会参加に向けての意識を高め、今後、必要となる知識や態度及び習慣等を身に付けるための学習を行っています。

☆現場実習

各学年とも年2回実施しています。まず校内での実習を行い、仕事に向かう姿勢や言葉遣いなど基本的な部分を学習してから、現場での実習を行っています。実際に社会で働くことを経験し、生徒たちが自分の進路を考えるよい機会となっています。



かえで支援学校

☆作業学習

近隣の農家と提携し、ブドウ農園で行う作業に1年を通じてかかわる授業をしているコースがあります。また、ビルメンテナンス会社の方を外部講師としてお招きしてハウスクリーニングの基本を教わっています。

☆進路の学習

身近な法律教室やNTTドコモによる携帯の使用マナー教室等を開催しています。また、将来の生活自立に向け、男女ともに全国高等学校家庭科食物調理技術検定を受検したり、アビリンピックへ出場したりしています。

☆分教室の設置

平成24年度より、分教室に職業的自立を目指した『職業実践コース』を設置し、職業教育に重点を置いた指導を行っています。



ウィンドウクリーニング



ブドウのかさかけ

特別支援学校高等部卒業生の社会自立に向けた就業支援に係る施策

障害者を雇用する場合に活用できる支援制度

☆障害者トライアル雇用（試行雇用）事業

障害者を短期の志向雇用（トライアル雇用）の形で受け入れることにより、事業主の障害者雇用のきっかけを作り、事業主と障害者の相互理解を深め、その後の常用雇用への移行を促進することを目的とする制度です。

- 期間 トライアル雇用の期間は原則として3ヶ月間で、ハローワークの職業紹介により、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結します。
- 奨励金 トライアル雇用を実施した事業主に対して、トライアル雇用終了後、原則としてトライアル雇用者一人につき、月4万円の奨励金が支給されます。

☆ジョブコーチ（職場適応援助者）支援事業

障害者が円滑に職場に適応することができるよう、事業所にジョブコーチを派遣し、職場内において、障害者や事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助をする制度です。

- 期間 支援期間や支援頻度は、課題に応じて個別に設定しますが、標準的な支援期間は2～4ヶ月程度です。支援頻度を徐々に減らし、最終的には事業所内のサポート体制を作ることを目標としています。
- 支援内容 「作業手順を覚える」「作業のミスを防ぐ」などの仕事に適應するための支援や、「質問や報告を適切に行う」などの仕事をする上で円滑にコミュニケーションを取るための支援など、障害者の課題に応じて行います。また、障害者本人だけでなく、「障害を理解し、適切な配慮をするための助言」や「仕事内容や指導方法に対する助言」など、事業主や職場の従業員に対しても支援を行います。

障害者雇用のための各種助成措置等

☆障害者初回雇用奨励金（ファーストステップ奨励金）

障害者雇用の経験のない中小企業（障害者の雇用義務制どの対象となる56人～300人規模の中小企業）の事業主に対し、1人目の障害者を雇用する場合、100万円支給する（雇い入れ後6ヶ月経過後に支給）ものです。

☆特定求職者雇用開発助成金

身体障害者や知的障害者を新たに公共職業安定所等の紹介により雇い入れた事業主に対して、その賃金の一部を雇い入れた陽から一定期間助成するものです。助成期間・助成額等は、事業所の規模や障害の程度、労働形態により異なります。一つのモデルを以下にお示しします。

- （例）短時間労働者（週20時間以上30時間未満）以外の*重度障害者で中小企業事業主の場合
- ・助成対象期間：2年
 - ・助成額：合計240万円（6ヶ月ごと4期に分けて支給）

☆*重度障害者雇用促進助成金

公共職業安定所の紹介により、重度障害者等*を常用労働者として雇用し、相当期間雇用することが確実と認められる事業主に助成する制度です。

- 支給要件 雇用保険の適用事業主で、資本の額若しくは出資の総額が3億円を超えない事業主、又は常用労働者が300人を超えない事業主
- 支給対象となる障害者
 - *重度（又は45歳以上の）身体障害者
 - *重度（又は45歳以上の）知的障害者
- 支給額：雇い入れ1人につき20万円

※「**重度障害者等**」とは、「障害者雇用促進法」における「**重度障害者等**」であり、特別支援学校に在籍している**軽度・中度障害の子どもたちも「重度」と判定されることがあります。**

障害者雇用に関する専門機関

※ここに紹介した他にも様々な支援制度及び助成措置があります。詳細につきましては、山梨障害者職業センター、お近くのハローワーク等へお問い合わせください。

障害者を雇用する事業所に係る税制上の優遇措置

障害者を雇用した場合、次のような税制上の優遇措置を受けることができます。

- 機械等の割増償却措置（税務署）
- 障害者の「働く場」の発注促進税制（税務署）
- 助成金の非課税措置（税務署）
- 不動産取得税の軽減措置等（総合県税事務所）
- 固定資産税の軽減措置（市町村役場）
※詳細につきましては、税務署、総合県税事務所、市町村役場等にお問い合わせください。

障害者雇用納付金制度が改正されました。

障害者雇用納付金制度とは・・・

雇用障害者数が法定雇用率（1.8％）に満たない事業主から、雇用する障害者が1人不足するごとに1月5万円を徴収し、それを原資として、法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対して、障害者雇用調整金（1人あたり月2万7千円）、報奨金（1人あたり月2万1千円）や各種助成金を支給する仕組みです。

改正の主なポイントは次のとおりです。

- 対象事業主の範囲が拡大されました。
☆平成22年7月～ 常時雇用の労働者数が201人以上300人以下の中小企業
☆平成27年4月～ 常時雇用の労働者数が101人以上200人以下の中小企業
- 短時間労働者も納付金の申告等の対象になりました。
短時間労働者とは、週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者
※法定雇用障害者数の算定方法
(常時雇用している労働者数+短時間労働者数×0.5)×1.8%

☆山梨障害者職業センター

甲府市湯田二丁目17-14
TEL 055-232-7069

他の機関では支援が困難な障害者に対する職業リハビリテーションサービスを重点的に実施しています。

具体的には次のようなサービスを提供しています。

■就職のための相談・援助

障害者に対する職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職場適応援助等の各種の職業リハビリテーションを個々の障害者の状況に応じて実施しています。

■事業主支援

事業主に対して、雇用管理上の課題を分析し、雇用管理に関する助言その他の支援を実施しています。

■関係機関支援

障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業者その他の関係機関がより効果的な職業リハビリテーションを実施することができるように職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言・援助を行っています。

☆障害者就業・生活支援センター

就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者として生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。

機関名	住所	電話番号
障がい者就業・生活支援センター 陽だまり	北杜市長坂町長坂下条1368-1	0551-32-0035
すみよし障がい者就業・生活支援センター	甲府市住吉四丁目11-5	055-221-2133
障がい者就業・生活支援センター コビット	甲州市塩山上於曾933-1	0553-39-8181
障がい者就業・生活支援センター ありす	富士吉田市新西原三丁目4-20	0555-30-0505

〈発 行〉山梨県教育委員会

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1

TEL 055-223-1752

教育庁新しい学校づくり推進室